

相楽郡広域事務組合規則第4号

相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例（平成30年相楽郡広域事務組合条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第1条に規定する計画書及び報告書等（以下「計画書等」という。）の縦覧は、条例第4条第2項に規定する期間のうち、次に掲げる日以外の日に行うものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 計画書等の縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続き)

第4条 計画書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、あらかじめ縦覧受付簿（別記様式第1号）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 計画書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 計画書等を汚損し、若しくは破損し、又は計画書等に加筆等の行為をしないこと。

(3) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 代表理事は、前項の規定に違反する者に対しては、計画書等の縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(見解の公表)

第7条 条例第6条第3項の見解の公表は、組合のホームページに掲載するとともに、事務局において配架することにより行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号

相楽郡広域事務組合生活環境影響調査
縦覧受付簿

1 縦覧事項

一般廃棄物処理施設の名称	
縦覧の種類	<input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 報告書等
縦覧の期間	年 月 日から 年 月 日まで
縦覧の場所	
特記事項	

2 縦覧者

氏名	住所

3 縦覧日

年 月 日